

(健Ⅱ505F)

令和3年2月19日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

今般、予防接種法の規定に基づき、令和3年2月16日付「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（別紙）等のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことについて、各都道府県知事を通じて各市町村に対し指示した旨、本会宛て周知協力方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供および、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年2月16日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)等のおとり、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)に対して指示しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0216第2号
令和3年2月16日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを各市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)に指示することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する16歳以上の者

2 期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで

3 使用するワクチン

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)

以上